

産業雇用安定助成金の制度改革について

雇用調整助成金等・休業支援金等の助成内容

12月以降通常制度とするとともに、業況が厳しい事業主については、一定の経過措置(支給要件の緩和、日額上限・助成率を通常制度よりも高率とする等)を設ける。

雇用調整助成金等

(括弧書きの助成率は解雇等を行わない場合)(※1)

		令和4年 10～11月	令和4年12月～ 令和5年1月	令和5年 2～3月
中小企業	原則的な措置 (※2、5)	4/5(9/10) 8,355円	2/3 8,355円	
	地域特例(※3) 業況特例(※4)	4/5(10/10) 12,000円	-	
	特に業況が厳しい事業主(※6)(経過措置)	-	2/3(9/10) 9,000円	-
大企業	原則的な措置 (※2、5)	2/3(3/4) 8,355円	1/2 8,355円	
	地域特例(※3) 業況特例(※4)	4/5(10/10) 12,000円	-	
	特に業況が厳しい事業主(※6)(経過措置)	-	1/2(2/3) 9,000円	-

(※1) 令和3年1月8日以降の解雇等の有無で適用する助成率を判断。

(※2) 生産指標が前年同期比(令和5年3月までは、令和元～4年までのいずれかの年の同期又は過去1年のうち任意月との比較でも可)で1か月10%以上減少している事業主。なお、令和4年12月以降に対象期間が1年を超える事業主については業況を再確認する。

(※3) 緊急事態措置を実施すべき区域、まん延防止等重点措置を実施すべき区域(以下「重点措置区域」という)において、知事による、新型インフルエンザ等対策特別措置法第18条に規定する基本的対処方針に沿った要請を受けて同法施行令第11条に定める施設における営業時間の短縮等に協力する事業主。

重点措置区域については、知事が定める区域・業態に係る事業主が対象。

各区域における緊急事態措置又は重点措置の実施期間の末日の属する月の翌月末まで適用。

(※4) 生産指標が最近3か月の月平均で前年、前々年又は3年前同期比で30%以上減少している事業主。なお、令和4年4月以降は毎月業況を確認している。

(注1) 注釈中の下線部は経過措置。

(注2) 政府としての方針であり、施行にあたっては、厚生労働省令等の改正が必要。

休業支援金等

		令和4年 10～11月	令和4年12月～ 令和5年3月
中小企業	原則的な措置	8割 8,355円	6割 8,355円
	地域特例(※8)	8割 8,800円	-
大企業(※7)	原則的な措置	8割 8,355円	6割 8,355円
	地域特例(※8)	8割 8,800円	-

(※5) 令和4年12月～令和5年3月について、※2の措置のほか、以下の措置を講じる。

・クーリング期間制度(直前の対象期間満了日の翌日から1年経過するまで新たに受給できない制度)を適用しない。

・クーリング期間制度の適用除外となる事業主については、令和4年12月1日～令和5年3月31日の間において支給限度日数である100日まで受給可能。

・その他、申請書類の簡素化等の特例を継続する。

・これまでコロナ特例を利用せず、令和4年12月以降の休業等について新規に雇用調整助成金を利用する事業主は、経過措置ではなく通常制度による申請を行う。

(※6) 生産指標が最近3か月の月平均で前年、前々年又は3年前同期比で30%以上減少している事業主。なお、毎月業況を確認する。

(※7) 大企業はシフト制労働者等のみ対象。

(※8) 休業支援金の地域特例の対象は、雇用調整助成金と同じ(左記※3)。

なお、地域特例については月単位での適用とする。

(例:5月10日から5月24日までまん延防止等重点措置

→5月1日から6月30日(解除月の翌月末)までの休業が地域特例の対象)

産業雇用安定助成金の拡充 (R4.10.1制度改正)

1 制度概要

○コロナの影響により事業活動の一時的な縮小を余儀なくされた事業主が、在籍型出向により労働者の雇用を維持する場合に、出向元と出向先の双方の事業主に対して助成を行うもの（令和3年2月5日施行）。

・ **出向運営経費** 賃金、教育訓練及び労務管理に関する調整経費など、出向中に要する経費の一部を助成。

	中小企業	中小企業以外
助成率	4/5（解雇なし 9/10）	2/3（解雇なし 3/4）
上限額（出向元・先の計）	12,000円/1人1日当たり	

・ **出向初期経費** 就業規則や出向契約書の整備費用、出向元事業主が出向に際してあらかじめ行う教育訓練、出向先事業主が出向者を受け入れるための機器や備品の整備などに助成。

	出向元事業主	出向先事業主
助成額	各10万円/1人当たり（定額）	
加算額（生産性指標要件が一定程度悪化した企業からの送り出し等）	各5万円/1人当たり（定額）	

2 制度拡充内容

○ 足下では経済活動の再開に向けた動きの中で人手不足が見られる一方で、コロナの影響の長期化により一部の産業では企業活動の回復に遅れが見られている。そのため、人材を有効に活用するためにも産業雇用安定助成金の拡充を行い、円滑な労働移動を一層促進する。

事項	現行制度	拡充内容
支給対象期間の延長	1年間	2年間
支給対象労働者数の上限撤廃	出向元、出向先ともに1年度あたり500人	出向元について上限撤廃
出向復帰後の訓練（off-JT）に対する助成（新設）	-	出向元に復帰後に、出向によって得たスキル・経験をブラッシュアップさせる訓練に対して助成

産業雇用安定助成金（スキルアップ支援コース）の新設 （総合経済対策（R4.10.28閣議決定））

1 事業の目的

在籍型出向は、自社にはない実践の場における経験から新たなスキルを習得することが期待できるため、労働者のスキルアップを在籍型出向により行う場合に、労働者を送り出す事業主に対して助成することにより在籍型出向を推進し、企業活動を促進するものであり、雇用機会の増大等雇用の安定を図ることを目的とする。

2 事業の概要

○助成内容

労働者のスキルアップを在籍型出向により行うとともに、当該出向から復帰した際の賃金を出向前と比して5%以上上昇させた事業主（出向元）に対し、当該事業主が負担した出向中の賃金の一部を助成

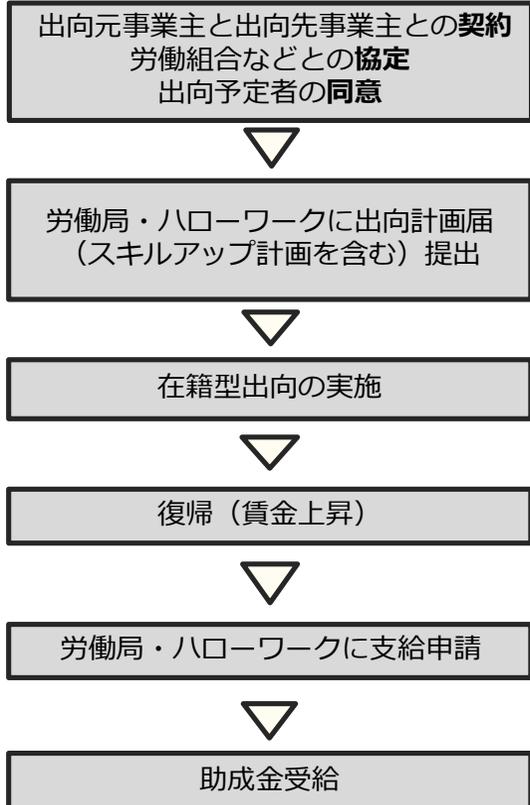
	中小企業	中小企業以外
助成率	2/3	1/2
上限額	8,355円／1人1日当たり (1事業主あたり1,000万円)	
支給対象期間	1か月～1年間	

3 想定される活用事例

- DXを目指す企業がIT企業への在籍型出向を通じて、従業員のデジタル技術やその活用技術を習得
- 自動車関連の工場への在籍型出向を通じて、モノづくりにおける品質管理と工程改善の手法や考え方を習得

4 事業スキーム

○助成金支給までの流れ



産業雇用安定助成金の全体像（案）

1 事業の目的

○ 雇用維持支援コース

新型コロナウイルス感染症の影響により事業活動の一時的な縮小を余儀なくされた事業主が、在籍型出向により労働者の雇用を維持する場合に、出向元と出向先の双方の事業主に対し賃金等の一部を助成する。

○ 事業再構築支援コース（仮称）【新規】 ※令和5年度当初予算要求

新型コロナウイルス感染症の影響等により事業活動の一時的な縮小を余儀なくされた事業主が行う、ウィズコロナ・ポストコロナの時代の経済社会の変化に対応するための新分野展開、業態転換、事業・業種転換、事業再編等の事業再構築を人材の育成・確保の面から効果的に促すため、当該事業主に雇用される労働者の雇用の安定の確保と当該事業再構築に必要な新たな人材（コア人材）の円滑な受け入れ（労働移動）を支援する。

○ スキルアップ支援コース【新規】 ※総合経済対策

在籍型出向は、自社にはない実践の場における経験から新たなスキルを習得することが期待できるため、労働者のスキルアップを在籍型出向により行い、出向から復帰した際に賃金を出向前と比較して5%以上上昇させた場合に、労働者を送り出す事業主に対して助成することにより、在籍型出向を推進し企業活動を促進するものであり、雇用機会の増大等雇用の安定を図る。

2 事業の概要

コース名	対象事業主	中小企業	中小企業以外	備考
雇用維持支援コース	雇用維持目的の在籍型出向を実施する事業主 (出向元・出向先双方)	解雇無：9/10 解雇有：4/5 上限：12,000円/1日	解雇無：3/4 解雇有：2/3 上限：12,000円/1日	出向労働者の賃金、教育訓練等の一部に対する助成 ※出向初期経費助成あり
新規 事業再構築支援コース (仮称)	事業再構築の前後を通じて労働者の雇用を確保した上で、当該事業再構築に必要なコア人材を雇い入れた事業主	280万円 (6ヶ月ごとに140万円×2期)	200万円 (6ヶ月ごとに100万円×2期)	コア人材とは、専門的な知識等を有する年収350万円以上の者
新規 スキルアップ支援コース	労働者のスキルアップのため在籍型出向を実施する事業主 (出向元のみ)	2/3 上限：8,355/1日	1/2 上限：8,355/1日	出向労働者の賃金の一部に対する助成

助成金を活用して「在籍型出向」で労働者のスキルアップに取り組みませんか

在籍型出向を活用し、「産業雇用安定助成金（スキルアップ支援コース）」を受給しませんか？

「在籍型出向」では、自社にはない実践での経験による新たなスキルの習得が期待できます。労働者のスキルアップを在籍型出向で行い、条件を満たした場合には、**出向元事業主に対しての助成金が支給されます**。積極的にご活用ください。

助成対象となる「出向」とは？

以下のすべてに該当する出向を指します。

- 労働者のスキルアップを目的とすること※
- 出向した労働者は、出向期間終了後、元の事業所に戻って働くことが前提であること
- 労働者の出向復帰後6か月間の各月の賃金を出向前賃金と比較していずれも5%以上上昇させること。

※雇用の維持を図ることを目的として在籍型出向を行う場合は「産業雇用安定助成金（雇用維持支援コース）」をご活用ください。
助成金の詳細はガイドブックをご確認ください。



ガイドブック

助成の内容

対象：出向元事業主（企業グループ内出向の場合は支給されません）

	中小企業	中小企業以外
助成率	2 / 3	1 / 2
助成額	以下のいずれか低い額に助成率をかけた額（ 最長1年まで ） イ 出向労働者の出向中の賃金※ ¹ のうち出向元が負担する額 ロ 出向労働者の出向前の賃金の1 / 2の額	
上限額	8,355円※ ² / 1人1日当たり （1事業所1年度あたり1,000万円まで）	

- ※1 出向中の労働者に対する賃金は出向前に支払っていた賃金以上の額を支払う必要があります。
- ※2 雇用保険の基本手当日額の最高額（令和4年8月1日時点）。毎年8月に改正されるためご注意ください。

助成額の算出例（イメージ）

条件例：

- 出向元は**中小企業**
- 出向前の賃金日額、出向中の賃金日額はいずれも**9,000円**
- 出向元賃金負担**3,600円**、出向先賃金負担**5,400円**（出向元の賃金負担が4割）
- 出向復帰後の賃金日額**9,450円**

助成率：2 / 3

助成額：2,400円（上限額の条件である日額8,355円以下も満たしている）

イ：3,600円

ロ：4,500円(9,000×1/2) となるため、低い額はイとなり、
具体的な金額は 3,600円×2 / 3 = **2,400円**



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

都道府県労働局・ハローワーク

LL041202改01

受給までの流れ

1	出向元事業主と出向先事業主との 契約 ^{※1} 労働組合などとの 協定 出向予定者の 同意
2	出向計画届（ヌキルアツツ計画を含む） 提出・要件の確認 ^{※2}
3	出向の実施（1か月間～2年間）
4	出向から復帰（賃金上昇） ^{※3}
5	支給申請 ^{※4} 助成金受給 ^{※5} （最長1年分）

「在籍型出向」の活用事例

製造業（出向元）

事業体制見直しの中で新製品の事業開拓を進めるため、従業員のヌキルアツツやキャリア形成をしたい。
ロボット組立の最先端工場で経験を積ませ、組立技術やライン管理、安全管理技能等の習得を目指すことにした。

温泉旅館業（出向元）

老舗旅館を経営しているが、最新型ホテルの優れたサービスを学ぶため、出向させたい。

日本酒醸造業（出向元）

コロナ禍のため海外で人気が高い日本酒の輸出にも影響は出ているが、将来的に酒米の栽培も視野に入れている。今後のために米作りを行っている法人に若手従業員を出向し技術習得をさせたい。

- ※1 出向元事業主と出向先事業主との間で、出向期間、出向中の労働者の処遇、出向労働者の賃金額、出向元・先の賃金などの負担割合などを取り決めてください。
- ※2 **出向元事業主が出向計画届を作成し、出向開始日の前日**（可能であれば2週間前）までに**都道府県労働局またはハローワーク**へ提出してください。
- ※3 労働者の出向復帰後6か月間の各月の賃金を出向前賃金と比較していずれも5%以上上昇させる必要があります。
- ※4 出向復帰後6か月後の賃金支払日の翌日から起算して2か月以内に出向元事業主が支給申請書を作成し、**都道府県労働局またはハローワーク**へ提出してください。
- ※5 支給申請書に基づき、出向元事業主に助成金を支給します。

産業用電気機械器具製造業（出向先）

海外でのロボット需要拡大で製造現場の人員が不足しており、質の高い人材を探していた。
違う環境・職種へチャレンジしたいという意欲のある人材を受け入れることとした。

ホテル・サービス業（出向先）

老舗旅館からの出向であることから、スタッフのヌキルアツツにもつながると考え、初めて出向を受け入れた。

耕種農業（出向先）

水稲、大豆など生産・出荷を行っている。大型農業機械を導入しスマート農業で生産性向上を図ることで、週休二日制や大型特殊車両の資格取得支援など従業員の労務管理を行っている。

申請・お問い合わせ先

助成金を受ける際の支給要件は、このリーフレットに記載されている以外にもあります。
ご不明な点は、**下記のコールセンター**または**最寄りの都道府県労働局、ハローワーク**までお問い合わせください。
※助成金の相談・申請先は（公財）産業雇用安定センターではありません。ご注意ください。

【雇用調整助成金、産業雇用安定助成金コールセンター】
電話番号 **0120-603-999** 受付時間 9:00～21:00（土・日・祝日も受け付けています）

(公財) 産業雇用安定センターではスキルアップ支援コース (在籍型出向) のマッチングを無料で支援しています

産業雇用安定センターは、企業間の出向や移籍を支援することにより「失業なき労働移動」を実現するため、1987年に国と事業主団体などが協力して設立された公益財団法人です。設立以来、24万件以上の出向・移籍の成立実績があります。

おすすめの利用方法

- 助成金の利用にあたり、センターのウェブサイトから、全国の労働者の受入れを希望している事業所 (出向受入情報※) の業務の内容を見ることが出来ます。

受入情報の検索はこちら→



※ウェブサイトや検索はどなたでもご利用できます

※助成金の利用の可否については、都道府県労働局またはハローワークへお問合せ下さい。

- 従業員のスキルアップを実施したい業務を探し、スキルアップを実施したい業務が見つかったら、全国47都道府県にあるセンター事務所のうち、御社所在の都道府県のセンターが、ご希望の事業所とのマッチングを進めます！

※受入方法が「移籍」の場合であっても、産業雇用安定センターが事業所と話し合いをし、「在籍型出向」として実施できる場合があります。まずはセンターにご相談ください。

お問い合わせ先

産業雇用安定センターHPはこちら→



公益財団法人 産業雇用安定センター



マッチング支援の流れ

出向元企業 在籍型出向を活用し、労働者のスキルアップを図りたい企業

